

助成金選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、助成金交付規程第5条第2項の規定に基づき、助成金選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、助成金の交付申請があった案件について、公正かつ中立な立場から独立して審査を行い、その結果を代表理事に答申する。

(構成)

第3条 委員会は、委員3名以上をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、専門的知識を有する者その他の外部有識者のうちから、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

3 この法人の役員は、委員を兼ねることができない。ただし、事務局長及び事務局員は、委員会の要請により出席し、説明又は資料の提出を行うことができる。

4 委員は、その総数の3分の1以内を除き、相互に親族その他特殊の関係にあつてはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、各助成プログラムの規定により決める。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審査基準)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる視点に基づき、公正かつ客観的に審査を行わなければならない。

- (1) 事業の公益性及び社会的インパクト
- (2) 課題解決に向けた先駆性及び専門性
- (3) 事業計画の実現可能性及び継続性
- (4) 資金使途の妥当性及び透明性

(除斥)

第7条 委員は、自己又は自己が役員、職員、顧問等として密接に関係する団体に係る案件の審査には加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局において行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和8年1月29日から施行する。